

南魚沼市監査委員告示第2号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和4年7月25日

南魚沼市監査委員 片 桐 真 司

南魚沼市監査委員 関 常 幸

南魚監第49-1号
令和4年7月25日

南魚沼市長 林 茂 男 様
南魚沼市議会議長 塩 谷 寿 雄 様

南魚沼市監査委員 片 桐 真 司
南魚沼市監査委員 関 常 幸

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その1）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、南魚沼市監査基準（令和2年2月12日監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

令和3年度における財務事務の執行状況及び施設、園児の安全管理並びに運営状況全般

3 監査の実施期間及び対象箇所

令和4年5月9日から令和4年6月2日まで

実 施 日	監 査 対 象
令和4年6月1日	宮保育園
6月2日	西五十沢保育園 八幡保育園

4 監査の方法

事前に各保育園保管の「消耗品費」「賄材料費」の納品書の提出を受け、疑問の点は確認するなど書類監査を実施した。

各保育園に赴き、あらかじめ提出を受けた監査資料に基づき園長等から説明を受け、その後質疑応答を行った。また園内を巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による方法で監査を実施した。

5 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 予算の執行は計画的、効率的に行われているか。
- (2) 施設及び園児の安全管理は適正に行われているか。
- (3) 運営は適正に行われているか。

6 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 保育の状況

各保育園とも、豊かな自然環境の下、当市の保育目標である「なかよく・げんきに・のびのびと」を基本方針として、四季折々の自然に触れながら散歩を楽しみ、運動遊びを積極的に取り入れ、自分の思いを伝え相手の話が聞けるよう、絵本の読み聞かせも積極的に行うなど、子ども達が心身ともに豊かに成長するよう努めていた。

新型コロナウイルス感染症対応として、「行事を経験することで子どもが成長する」との考えの下、年齢を絞ったり、観覧者数を制限したりと良く工夫しながら実施していた。

家庭や地域、関係機関の協力を得ながら、災害や不審者対応などの訓練を各園とも工夫しながら実施していた。引き続き油断することなく適切な対応をお願いしたい。

(2) 保護者との関係

虐待、育児放棄などの兆候を把握するため、送迎時の保護者と園児の様子を観察し、プール遊びや身体測定時の痣・傷跡の確認を徹底、日頃より関係機関との連絡を密にするなど、緊張感を持ち対応をしていた。

新型コロナウイルス感染症対策で送迎時保護者が直接保育室に入れない中、様子が気になる保護者とは短時間でも話をする機会を持つなど、保護者への支援にも取り組んでいた。引き続き細心の注意を払っていただきたい。

(3) 施設の管理状況

いずれの保育園も整理整頓に努めていた。修繕についても、限られた予算の中で危険箇所、老朽箇所等優先順位をつけながら随時適切に対応している。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症対策として、園内の清掃・除菌や子どもの手洗い・うがいの徹底など細心の注意を払って実施している。発熱等による登園中止措置についても保護者の理解を得ながら冷静に対応されている。引き続き適切な対応をお願いしたい。